

弁護士会照会制度について

第二東京弁護士会 調査室

1 弁護士会照会制度について

本照会は、弁護士が訴訟等の受任事件を処理するための資料収集手段として、弁護士法に基づくものです。

同法23条の2は、その2項において、弁護士会は、弁護士からの申し出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができると規定しています。これは、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士の職務の公共的性格に鑑み、弁護士の職務活動を円滑に処理するためであると同時に、裁判所の真実の発見と公正な判断に寄与することを目指すものです。

2 回答義務について

弁護士法2.3条の2に基づく照会は、弁護士会が照会申出の必要性かつ相当性を審査した上で行っているものです。

民事訴訟法上の調査嘱託（民事訴訟法186条）、文書送付嘱託（同法226条）と同様に、照会先には回答について公的義務があると解されています（大阪高裁昭和51年12月21日判決）。

3 個人情報であることを理由とした回答拒否について

平成17年4月に施行された個人情報保護法は、本人の同意を得ない場合の個人情報の目的外利用や第三者提供を原則として禁止していますが、その例外として「法令に基づく場合」（同法23条1項1号）には、本人の同意なく個人情報を提供できることとされ、弁護士会照会はこの「法令に基づく場合」に該当すると解されています。

このことは、総務省、法務省等複数の省庁や団体が定めた同法に関するガイドライン等に明記されている他、平成18年2月28日に開催された政府の個人情報保護連絡会議においても、弁護士会照会は同法が例外として定める「法令に基づく場合」に該当することが確認されています。

したがって、弁護士会照会に対しては、本人の同意を要せず回答することが認められているのであり、同法を根拠に一律に回答を拒否することはできません。

4 回答の使用目的について

照会を申し出た弁護士は、本照会により得られた回答を慎重に取り扱い、申出書に表示されている受任事件及び照会を求める理由によって定まる当該照会申出の目的以外にこれを使用することは禁止されています。